

館報 よしい

2019年
1 月号
平成31年

吉井地区平成30年11月末現在（前月比）

人 口	男 1,125人(+ 2人)
	女 1,256人(+ 3人)
	計 2,381人(+ 5人)
世帯数	1,071戸(+ 4戸)



西条市吉井公民館 西条市玉之江235-2 ☎0898-64-3001

クリスマスお話し会開催 — お話しポケット主催 —



謹賀新年

旧年中は公民館活動に格別のご支援並び
にご協力を賜り厚くお礼申し上げます
本年も宜しくお願いいたします



平成31年 元旦
吉井公民館協力委員会一同
吉井公民館職員一同

12月3日（月）に、吉井公民館でお話し
ポケット主催によるクリスマスお話し会が開
催されました。

参加した吉井小学校の子どもたちは、ト
ンチャイムによる「きよしこのよる」の演奏
や、読み聞かせ「小さなもみの木」、ブラック
パネルシアター「フランダースの犬」、クリ
スマスしりとり等の催し物に楽しい時間を過
ごしました。

— 人権ポスターの掲示 —

11月8日(木) 東予東中の2年生3名が、差別をなくすポスターを掲示するため吉井公民館に来館しました。東中生は、「このポスターを見た人が、無関心・差別・思い込み・先入観という心の壁を壊し差別がない、すばらしい社会を作ろうという気持ちになってくれたらうれしい」と話していました。



□ 「のみの市」開催 □

—東予南保育所—

11月16日(金)に、東予南保育所で「のみの市」が開催されました。

当日は、ゲームに熱中する子供達や、出品された日用雑貨や野菜・お菓子・惣菜などを買いたい保護者など、多くの来所者で賑わっていました。

なにがつかれるかタノシミー



吉井公民館年末大掃除

— 公民館をきれいに —

12月2日(日)に、吉井公民館協力委員や利用サークルの皆様にご協力いただき、公民館内外の大掃除を行いました。

普段、公民館職員の手の届かない所まで掃除していただき、きれいな公民館で新年を迎えることができました。

ご協力いただきました皆様に、厚くお礼申し上げます。

第2回吉井地区 青少年健全育成協議会 開催

…事故・非行ゼロのために…

子どもたちの冬季休業を間近に控え、12月13日(木)に、吉井公民館で小学校・中学校・高等学校、愛護班、警察及び青少年育成センターなど関係機関の皆さんが一堂に会し、地域内の事故や非行の現状を共有するとともに、青少年の健全な育成を図るための指導方針などについての情報交換を行いました。



寄せ植え（正月用）教室開催

—正月の縁起物を一鉢に—

12月18日（火）に、吉井公民館で一色明先生（日本園芸協会盆栽士・家庭園芸士）のご指導のもと、寄せ植え教室が開催されました。参加者は、寒空の下、松竹梅や南天、紅白葉牡丹、鶴亀、石や冠水で美しい庭園のようなお正月の寄せ植えの出来栄えに大満足でした。



■ 石田短歌会 ■

西山の赤橋渡り紅葉狩りの人らと共に石段を行く

師走入り落葉集める葉の中に夏の思い出蝉の抜殻

ははの膝に耳を遊ばせ耳かきの快感はほき夢のごとも

脚立たて足場を組みめてくれし夫亡きこの秋は松も切りたり

もみぢ狩りに来し香園寺奥の院木洩れ日浴びて落ち葉をひろふ

相原 サツキ

徳永 吉則

徳増 善久

森田 薫

山内 美佐子

共同募金・歳末たすけあい募金のお礼

皆様から多くの善意が寄せられました。厚くお礼申し上げます。



【募金額】
歳末たすけあい募金 73,700円
共同募金 551,100円

▼▲ お礼 ▲▼

次の方から、ご厚志を頂きました。厚くお礼を申し上げますとともに、故人のご冥福をお祈りいたします。

篠原 悟 様（故篠原 瀧 雄 様）
[今在家 老人クラブ] [社協 吉井支部]
エンジョイライフ玉之江（小規模多機能型
居宅介護施設）様から、金一封を頂きました。
厚くお礼を申し上げます。

[社協 吉井支部]

— ご案内 —

平成31年西条市成人式

[東予・丹原・小松地域の方]

◇日時 平成31年1月13日（日）

受付 10:00～

式典 10:30～

◇会場 丹原文化会館（丹原町田野上方）

◇対象 平成10年4月2日から

平成11年4月1日生まれ

◇問合せ 社会教育課 ☎0897-52-1254

— お知らせ —

□ 公民館職員不在 □

西条市公民館フェスティバルが総合文化会館で開催されるため、次のとおり公民館職員が不在となります。

1月20日 日曜日 8:30～17:15

（フェスティバルに吉井地区から、石田トンカカはん・押し花（よつば）が、出演出展します。）

毎月10日は人権を考える日

— 人権と日本国憲法 —

(日本国憲法)

第三章 国民の権利及び義務

第11条 国民は、すべての**基本的人権**の享有を妨げられない。この憲法が保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。

第13条 すべての国民は、個人として尊重される。

第14条 すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。(一部抜粋)

日本国憲法は、1946年11月3日に公布され、1947年5月3日に施行されました。日本は、第二次世界大戦及び太平洋戦争を深く反省するとともに、日本国憲法のもと新しい日本として出発しました。憲法は、「国民主権」「平和主義」「基本的人権の尊重」の三本の基本原則からなり、世界の人々が、自由を求め、立憲主義と民主主義を確立するために、多年にわたり積み重ねてきた成果でもありました。

《第11条ポイント》

- ◆ 「人が生まれながらにもつ自由」「平等な扱いを受ける権利(平等権)」を「基本的人権」として保障する。

《第13条ポイント》

- ◆ 「個人として尊重」
 - ・何よりも一人一人をかけがえのない個人として大切にすること。
 - ・人がその人らしく生きていくことを保障すること。

《第14条ポイント》

- ◆ 差別の禁止
 - ・人が生まれつきもっている性別や肌の色、体の障がいなどの理由での差別の禁止
 - ・「社会的身分」「門地」による差別の禁止
 ⇒ (「日本国憲法」の中に、部落差別の禁止が確かに謳われている。



《第12条ポイント》

- ◆ 「国民の不断の努力」で保持
 - 自由や権利は永遠に保障されているのではなく、常に自分たちがしっかり守り主張していかなければ保持できない。

「西条市人権教育協議会・西条市教育委員会の人権啓発資料から抜粋」

1月の主な行事予定

日	月	火	水	木	金	土
		1 休館 元旦	2 休館	3 休館	4 自力整体	5 吉井民児協
6 「とうとうさん」づくり	7 休館 ヨガ	8 趣味同好会	9 着物リメイク 石峰吟詠会	10 ヨガ 料理教室 百歳体操 芸術書道	11 自力整体	12
13 市成人式 「とうとうさん」はやし	14 休館 成人の日	15 休館 陶芸	古紙 16 クッキング サークル 着物リメイク 石峰吟詠会	17 ヨガ 百歳体操	18 絵手紙 自力整体	19
20 公民館フェスティバル	21 休館 ヨガ	22 子連れヨガ 趣味同好会 押し花	23 着物リメイク 石峰吟詠会	粗大ごみ 24 ヨガ 百歳体操 芸術書道	25 自力整体	26
27	28 休館 ヨガ	29 陶芸	30 着物リメイク 石峰吟詠会 写真愛好会	31 ヨガ 百歳体操		